-	音を登山する智力繁業服文照条文	(倒総の音分に登回音分)
改正案	現	行
型特殊自動車の項の規定に基づき、内閣総理大臣が指定する特殊な構造道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第二条の表大	型特殊自動車の項の規定に基づき、当道路交通法施行規則(昭和三十五日	足に基づき、内閣総理大臣が指定する特殊な構造(昭和三十五年総理府令第六十号)第二条の表大
車を次のように定める	を有する自動車を次のように定める。	を次のように定める。
キャリヤ	ホイール・キャリヤ	
定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験 二 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第七十七条第一項の規		
が長さおお		
、メートル、幅おおむね七十センチメートルを超えないも		
、 道各重英軍呵去(召印二十六下去律第軍し十五号)第二条第三頁る。 以下この号及び次号において「特定自動車」という。)のうち		
付自転車に該当するもの以外のものであって、		
路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号。次号に		
おいて「保安基準」という。)及び道路運送車両の保安基準の細目		
十国土交通省告示第		
しないものして「糸目色方」という。)の男気のでも、沙に捧ける規定に通合		
イ 昼間に限り運転する特定自動車にあっては、道路運送車両の保		
安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一		
るものを定める告示		
足自動車にあって		
定する規定		
ハ イ及びロに掲げる特定自動車以外のものにあっては、基準緩和		
告示第一条第七号に		
三 特定自動車のうち、前号に規定する原動機付自転車に該当するも		

しないもののであって、保安基準及び細目告示のうち、次に掲げる規定に適合

定機付自転車に係る基準緩和告示」という。)第三号に規定する規機付自転車に係る基準緩和告示」という。)第三号に規定する規一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示(一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示(安基準第六十七条第一項の規定により準用する同令第五十五条第安基準第六十七条第一項の規定により準用する同令第五十五条第

に係る基準緩和告示第一号及び第二号に規定する規定ローイに掲げる特定自動車以外のものにあっては、原動機付自転車